

教育・保育の量の見込みについて

平成26年3月27日
大分市子育て支援課

1. 量の見込みと提供体制の確保について

量の見込みの基本的な考え方

【子ども・子育て支援法第61条】

○ 市町村子ども・子育て支援事業計画において定める事項(量の見込み関係)

- ① 教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ② 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

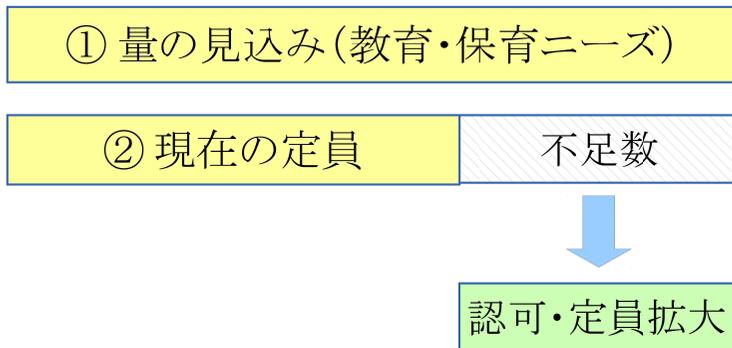
【基本指針】

国においては、待機児童解消に向けた支援策を用意し、平成29年度末までに待機児童解消を目指す。

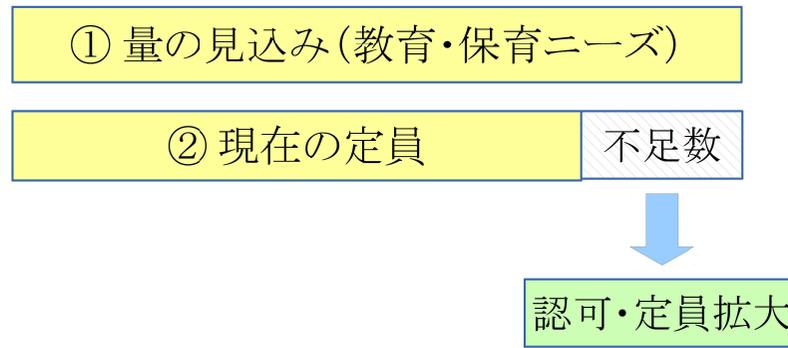


アンケート調査により、量の見込み(教育・保育ニーズ)を把握し、供給が不足する場合は認可・定員拡大をする。

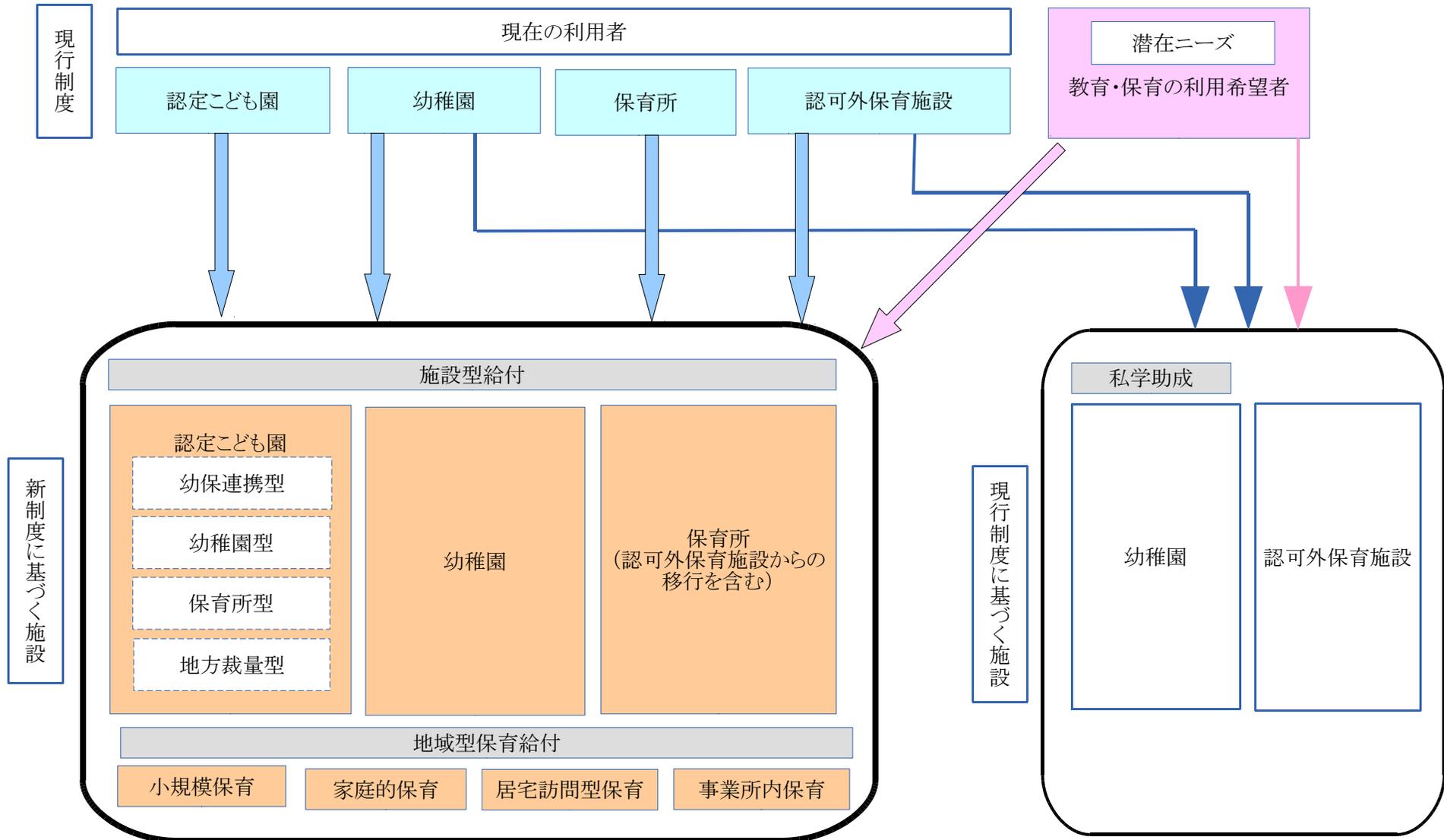
<〇〇公民館区域>



<〇〇公民館区域>



2. 教育・保育の提供体制による児童の利用イメージ



3. 教育・保育の量の見込みに関する基本的な考え方

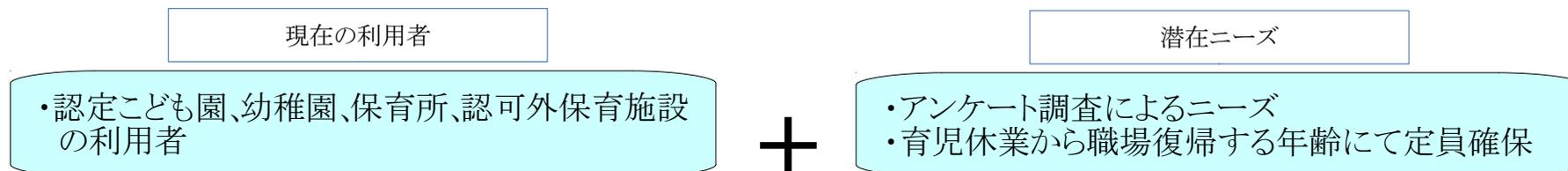
本市における教育・保育の量の見込みについては、以下の基本的な考え方のもとに算出する。

- ① 現在、認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設を利用している児童は、教育・保育を必要とする児童と捉え、継続して児童が通える定員を維持する。
- ② 潜在ニーズについては、アンケート調査結果をもとに算出された教育・保育の利用希望を踏まえ、希望地域における量を見込む。
- ③ 3～5歳の就学前児童のうち、保育の量として見込む児童を除いては、幼児教育を受ける児童であると見込む。
- ④ 量の見込みについては、教育・保育の申込状況及び待機児童の状況等を踏まえ、子ども・子育て会議で点検し、計画期間の途中においても必要に応じ、見直し・修正を行う。

4. 量の見込みと提供体制の算出について

①量の見込み

○現在、各施設での現在の利用状況を踏まえ、「今後の利用希望」を加えて算出する。



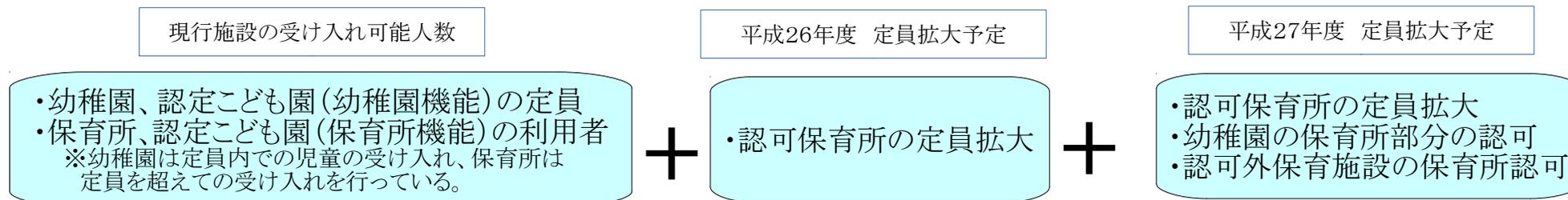
<大分市全域>

		1号	2号	3号		合計
		3-5歳 (教育のみ)	3-5歳 (保育)	1-2歳 (保育)	0歳 (保育)	
量の見込み ※3	認定こども園 ※1	614	78	85	26	803
	幼稚園	5,439	-	-	-	5,439
	保育所	-	4,000	2,434	777	7,211
	認可外保育施設 ※2	49	1,004	545	64	1,662
	潜在ニーズ	1,035	1,842	926	432	4,235
	育休明けの円滑な利用	-	-	188	△ 188	0
合 計		7,137	6,924	4,178	1,111	19,350

- ※1 2号、3号(1-2歳、0歳)の児童数は、幼保連携型認定こども園の児童数を記載。
- ※2 認可外保育施設の事業者にアンケート調査を実施し、児童の利用状況により1号~3号に分類。
- ※3 市町村の区域を超えた広域的な入所に関しては、周辺市町村と協議の上調整予定。

②平成27年4月1日時点の定員(予定)

○新制度に伴う施設の移行希望(幼保連携型認定こども園への移行、現行同様に私学助成を受ける私立幼稚園を継続等)や、利用定員の設定などを踏まえた上で、事業計画に記載する。



<大分市全域>

		1号	2号	3号		合計
		3-5歳 (教育のみ)	3-5歳 (保育)	1-2歳 (保育)	0歳 (保育)	
平成27年4月1日時点 の定員(予定)	認定こども園	830	108	62	10	1,010
	幼稚園	7,865	-	-	-	7,865
	保育所	-	3,895	2,356	700	6,951
	H26、27年度の定員拡大	-	948	598	192	1,738
「確認」を受けない幼稚園(私学助成)		未定	未定	-	-	未定
合 計		8,695	4,951	3,016	902	17,564

新制度における定員(利用定員)の設定について

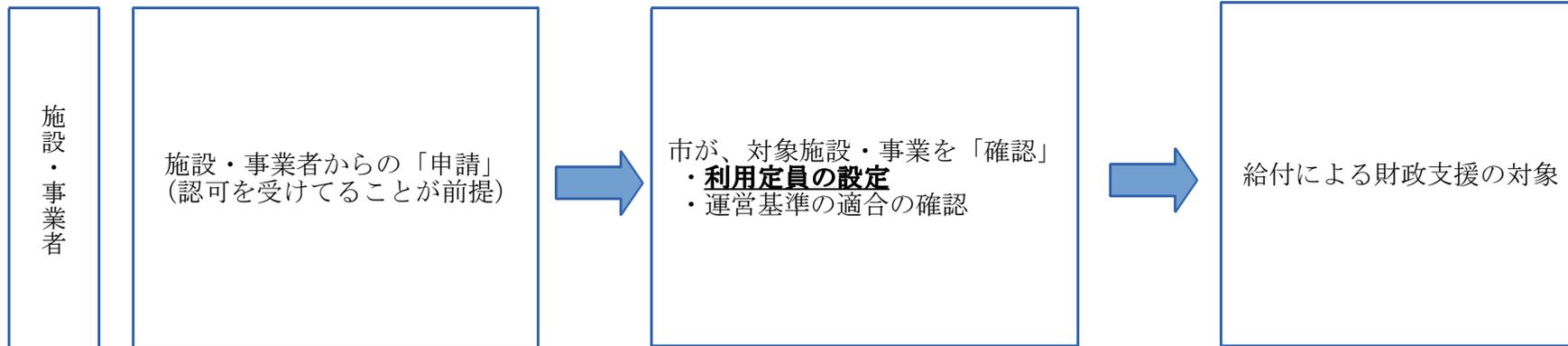
【子ども・子育て支援法第31条】

・子ども・子育て新制度では、各施設・事業の類型(※)、認定区分(1号、2号、3号)ごとに利用定員を定める。

※教育・保育施設: 認定こども園、幼稚園、保育所

※地域型保育事業: 小規模保育、家庭的保育(保育ママ)、事業所内保育施設、居宅訪問型保育

・利用定員を設定する際は、子ども・子育て会議にて意見を伺う。



③確保の内容(教育・保育施設等の定員拡大に向けた取り組み)

<大分市全域>

		1号	2号	3号		合計
		3-5歳 (教育のみ)	3-5歳 (保育)	1-2歳 (保育)	0歳 (保育)	
①量の見込み		7,137	6,924	4,178	1,111	19,350
②平成27年4月1日時点の定員 (予定)		8,695	4,951	3,016	902	17,564
③確保の内容 (増員分)	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	③は、②平成27年4月1日時点の定員(予定)が確定した後、 必要な定員を把握した上で記載する				0
	地域型保育事業					0
①-②-③		△ 1,558	1,973	1,162	209	1,786

確保方策について(例)

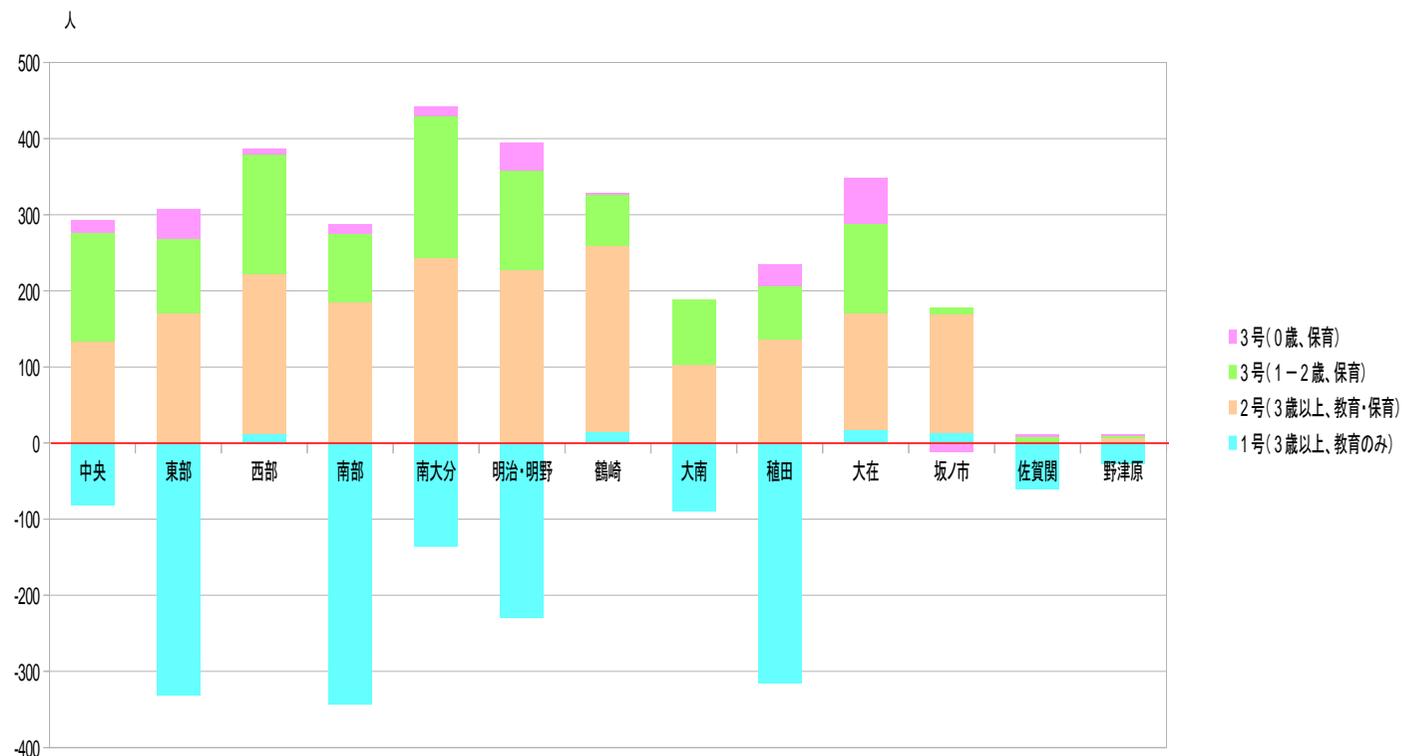
- ・私立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行(3歳未満の保育、3歳以上の保育の提供)
- ・認可保育所の施設整備(増築・建替え等)による定員拡大
- ・幼稚園、保育所の認可定員を上回る利用定員の設定(基準を満たすことが前提)
- ・認可外保育施設から認定こども園、保育所、地域型保育事業(小規模保育等)への移行
- ・民間参入による新たな施設の開設

等

〈大分市全域〉



〈各地区公民館単位〉



○ 教育を必要とする1号(3歳以上、教育のみ)は、多くの地域で定員が充足している。
 ただし、一部の地域(西部、鶴崎、大在、坂ノ市)は不足しているため、定員の確保が必要である。
 ○ 保育を必要とする2号(3歳以上、教育・保育)、3号(0歳／1-2歳、保育)については、ほぼ全域において大幅な定員の拡大が必要である。

5. 保育利用率の目標設定について

国の定めた基本指針においては、3歳未満の子どもに待機児童が多いことを鑑み、3歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所、地域型保育事業に該当する子どもの利用定員数の割合(保育利用率)について、計画期間内における目標値を設定することとされている。(基本指針18ページ参照)

$$\text{3歳未満の保育利用率} = \text{3歳未満の利用定員} \div \text{3歳未満の児童数}$$

現
行

平成26年1月現在の利用者数で算出した場合の利用率

$$\mathbf{25.16\%} = \frac{\mathbf{3,430人}}{\mathbf{13,632人}} \div \mathbf{13,632人}$$

(利用定員 ÷ 認可保育所の入所人数)

H29

目
標

3歳未満の保育利用率の設定

$$\mathbf{43.84\%} = \frac{\mathbf{5,289人}}{\mathbf{12,063人}} \div \mathbf{12,063人(H29推計)}$$

(現在の認可保育所の入所人数 + 今後の利用希望数)

(参考)各年齢の保育利用率(平成26年1月1日現在)

年齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
児童数	4,457	4,534	4,641	4,561	4,602	4,597	27,392
保育所入所者数	832	1,218	1,380	1,382	1,417	1,370	7,599
割合	18.67%	26.86%	29.73%	30.30%	30.79%	29.80%	27.74%
	25.16%			30.30%			